

様式第 1 号（第 3 条関係）

さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録申請書

令和 6 年 9 月 12 日

さいたま市長 あて

団 体 名 特定非営利活動法人 O' hana

～親と子の絆を育むお手伝い～

代表者氏名 山田 裕子



当団体は、さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録要綱第 2 条に該当するので、下記のとおりさいたま市市民活動及び協働の推進基金登録団体への登録を申請します。

記

団体名	特定非営利活動法人 O' hana ～親と子の絆を育むお手伝い～さいたま見沼		
事務所の所在地	〒530-0041 大阪府大阪市北区天神橋 3 丁目 1 番 34-203 号 (さいたま見沼事務局)		
代表者氏名	法人代表：山田 裕子 （さいたま見沼事務局：井上 百合枝）		
設立年月日	平成 28 年 11 月 7 日	会員数	31 名
活動の目的	乳幼児虐待のない社会を目指し、子どもと家庭の懸鼓で幸せなスタートを支援する		
市内の活動地域	主にさいたま市見沼区内		

さいたま市での活動内容	・NPO 法人 O' hana～親と子の絆を育むお手伝い～のさいたま見沼支部として、さいたま市内（主に見沼区）で活動 ・生後 6 か月間を目安に第一子の子育てに不安・困難を抱える家族に対し、生後すぐ（必要な場合は妊娠期）から家庭に訪問し、子どもの月齢に合わせたアドバイスをし、親と子の愛着の絆と子供の情緒を大切に育てていくために支援を行う ・親が安心して子育てできるよう、親の長所・強みに焦点を当てながら、親を力づけし、親のできることに育兒の知識と技術を積み重ねていかれるよう親の支えとなる ・プレママ・プレパパ講座の開催 ・アフターケア相談・イベントの実施 ・市内行事イベント等への参加 ・家庭訪問を行う育兒支援員の人材育成事業
今後の活動方針	上記内容を実施することにより、市内における子どもと親の絆づくり（愛着形成）のお手伝いができ、乳幼児や子どもの虐待リスクを低減していかれるよう支援活動を実施・継続していく
市民に対するPR	子どもとの関係がうまく築けずに親御さんも苦しんだ末に児童虐待に至るケースも少なくありません。 出産後すぐ（必要な場合には妊娠期）から週 1 回程度、概ね 6 か月の家庭訪問を行い、親御さんと赤ちゃんとの温かい愛着の絆をつくることで、親子ともに安定した情緒で地域での子育てが楽しめるよう親御さんを応援していきます。 活動継続のため、皆様の力をお貸しいただけますと嬉しいです。応援よろしく願いいたします。
ホームページ	有 (URL https://npo-ohana.org/ , https://www.instagram.com/ohana.saitama.minuma/?__d=1%2F) / 無

委任状

令和 6年 11月 14日

(あて名)
さいたま市長

住所・所在地 大阪府大阪市北区天神橋 3 丁目 1 番34-203号

団 体 名 称 特定非営利活動法人0' hana 親と子の絆を育むお手伝い

代 表 者 職 名 理事長

代 表 者 氏 名 山田 裕子 (印省略)

下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

※期間は、さいたまマッチングファンド団体登録の申請日からさいたまマッチングファンド団体登録の有効期間満了日までとする。

住所・所在地

団 体 名 称 特定非営利活動法人0' hana 親と子の絆を育むお手伝い
(さいたま見沼事務局)

受 任 者

氏 名 井上 百合枝

委任事項

「特定非営利活動法人0' hana親と子の絆を育むお手伝い」の活動のうち、「さいたま見沼事務局」が行う、さいたまマッチングファンド団体登録及びさいたまマッチングファンド団体希望助成事業に係る業務



特定非営利活動法人 O'hana 親と子の絆を育むお手伝い 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 O'hana 親と子の絆を育むお手伝い、という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、乳幼児虐待のない社会を目指し、子どもと家族の健康で幸せなスタートを支援することを活動の目的とする。初めての子育てに不安・困難を抱える家族に対し、生後すぐ(必要な場合は、妊娠期)から家庭に訪問し、子どもの月齢に合わせたアドバイスをし、親と子の愛着の絆と子どもの情緒を大切に育てていくために支援を行う。親が安心して子育てができるよう、親の長所・強みに焦点を当てながら、親を力づけし、親のできることに育児の知識と技術を積み重ねていく事で子どもだけでなく親の成長も支援していく。また、この事業を实践していく育児支援員の養成及び指導、サポートを行うことでより質の高い育児支援を行っていくことで乳幼児虐待を予防し、次世代の健全育成を目指し、虐待の連鎖を断ち切ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 乳幼児虐待のリスクを抱える家庭への家庭訪問による育児支援事業
 - ② 家庭訪問を行う育児支援員の人材育成事業
 - ③ 家庭訪問による育児支援の普及啓発事業

- ④ 子育て支援拠点 つどいの広場事業
- ⑤ 前各号の事業に附帯する事業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) パートナースHIP会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動に協力・参画する団体及び団体に所属する個人
- (4) アドバイザリー会員 この法人に対する助言や支援をする個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
 - 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
- (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを

補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）

そ

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面(電子書面を含む)をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面(電子書面を含む)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面(電子書面を含む)をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面(電子書面を含む)により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第26条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 保 口 潤 造

副理事長 石 谷 真 紀

理事 山 田 裕 子

監事 大 石 玲 子

山 内 眞 弓

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3

月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0円

正会員会費 年12,000円

年度途中の入会者は、ひと月1,000円とする。退会する場合は、いかなる理由があっても返金しない。

(2) 賛助会員入会金 0円

賛助会員（個人）会費 年3,000円

賛助会員（法人）会費 年20,000円

(3) パートナースhip会員 入会金 0円

会費 年額 0円

(4) アドバイザリー会員 入会金 0円

会費 年額 0円

2016年10月26日 制定

2022年 6月25日 改定

2023年12月 2日 改定

2023 年度事業報告書

特定非営利活動法人 O'hana 親と子の絆を育むお手伝い

I 事業期間

2023 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日

II 事業の成果

家庭訪問による育児支援の活動を地域に向けて積極的に発信し、より多くの理解者と支援者を増やすことを目標に、昨年に引き続き、阪神高速 未来へのチャレンジプロジェクト事業（9 月末までの助成金事業）において、6 月から 7 月にかけて神戸ロータリー子どもの家を会場に、神戸市にある児童家庭支援センターの職員を対象に House Call Supporter 養成講座を実施することができた。また、児童養護施設神戸真正塾の中学生・高校生を対象に「いのちのはじまり赤ちゃんの誕生」についての講座を 8 月に実施した。将来の家庭訪問支援に繋がれる機会になることを願う。実際になかなかこの活動を社会的養護を受けてこられた人達、その支援者にも知ってもらうことが難しいが、焦らず一人一人の出会いを大切に活動を進めていきたい。

そのためにも、安定した組織運営と確かな活動拠点を設ける必要性を痛感し、大阪市子育て支援拠点事業「ひろば型」業務に公募申請し、令和 5 年 10 月より業務を受託し、つどいの広場び・すけっとを開設することができ、メンバーの知識とスキルを活かせることができ、またどこで活動している団体かを知ってもらえる拠点を確保することができた。開設当初から少しずつ地域の乳幼児（0 歳から 3 歳未満）親子に身近に親子で集える場ができたと思われている。

House Call Supporter 訪問支援員の養成に関し、定期的に講座を開催することができる場を得ることができたのも、活動を広めていくうえで大きな力となった。今年度も 25 名が修了生となった。その人たちが地域で活動できるよう、その地域で支援が必要な人と繋がれるよう広報に力を入れていかなければならない。

広報活動では、11 月 4 日京都大学の柴田悠教授に「より多くの人が幸せに生きられる社会のために子育て支援にできること」と題し、講演を頂き広く子育て支援をされている団体、支援者にも NPO 法人 O'hana 活動を知って頂く機会になったと考える。

積極的な SNS での広報活動は、多くの方に閲覧をいただき大阪ガスからの寄附や毎日新聞社の記事掲載、白ハト食品工業株式会社からの支援問い合わせ等に繋がる大きな成果があった。

修了生のグループの活動（豊中「にこにこエプロン」東大阪「にーま」滋賀「コウノトリ」さいたま「見沼グループ」）も地域に根差し少しずつ家庭訪問支援事業も始まっている。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1) (事業名) 乳幼児虐待のリスクを抱える家庭への家庭訪問による育児支援事業

(内 容) 出産直後からの家庭訪問での育児支援

(実施場所) ①神戸市②大阪市③天理市④京都市⑤大阪市⑥大阪市⑦大津市

⑧東大阪市⑨西宮市 ⑩大阪市 ⑪京都市

(実施回数) ①1回 ②4回 ③4回 ④1回 ⑤3回 ⑥2回 ⑦1回

⑧3回 ⑨1回 ⑩2回 ⑪1回

(事業の対象者) ①A さん：(10 歳代 既婚) 特定妊婦

②B さん：(20 歳代後半 既婚)

③C さん：(20 歳代後半 既婚) うつ

④D さん：(20 歳代 既婚)

⑤E さん：(20 歳代 既婚) 第 2 子誕生 療育手帳

⑥F さん：(20 歳代未婚)

⑦G さん：(20 歳後半代)

⑧H さん：(20 歳後半代 離婚)

⑨I さん：(20 歳代 既婚) 障害手帳

⑩J さん：(30 歳代後半 既婚)

⑪K さん：(40 歳代 既婚)

訪問回数 23回
(収 益) 0円

(費 用) 21,000円

(2) (事業名) 家庭訪問を行う育児支援員の人材育成事業

(内 容) I House Call Supporter 養成講座

(実施場所と日程、対象者)

① オフィス Ohana	6/15、6/29、7/6、7/27	2名
② オフィス Ohana	6/25、7/2、7/16、7/30	1名
③ オフィス Ohana	7/11、7/18、7/25、8/1	3名
④ オフィス Ohana	10/29、11/5、11/19、12/10	3名
⑤ オフィス Ohana	1/7、1/8、1/14、1/21	4名
⑥ 神戸ロータリー子どもの家	6/8、6/22、7/13、7/20	7名
⑦ 大津市勤労福祉センター	11/7、11/14、11/21、12/5	1名
⑧ 甲賀市勤労青少年ホーム	1/27、2/10、2/24、3/9	4名

(内 容) II トレーナー研修

① オフィス Ohana	6/10、6/11	7名
② オフィス Ohana	6/26、7/7	4名
III その他の研修「愛着の絆を育むお手伝い」「身近な大人ができるトラウマケア」		
③ オフィス Ohana	8/2 (午前)	1名
④ オフィス Ohana	8/2 (午後)	5名

(収 益) 246,000

(費 用) 44,600円

(3) (その他の事業) 家庭訪問による育児支援の普及啓発事業

◎児童養護施設

神戸 長田ホーム訪問

施設見学と0' hana プログラムの広報、職員研修。卒園生の育児支援で家庭訪問支援の必要があれば紹介して頂けるよう依頼した。

◎児童自立支援施設

神戸 若葉学園 卒業生の17歳の方が5月中旬出産予定。0' hanaの方に家庭訪問での育児支援依頼があり、本人、施設職員と面談、産後家庭訪問で育児を支援していく。

IV 社員総会の開催状況

(日 時) 2023年5月20日 参加者 13名 (うち委任状 4名)
(場 所) 大阪市立生涯学習センター 第7研修室
(社員総数) 25名
(出席者数) 17名

V 理事会その他の役員会の開催状況

定例会 (会場とZOOMで)

第1回	2023年4月15日	大阪市立生涯学習センター
第2回	2023年5月20日	大阪市立生涯学習センター
第3回	2023年6月17日	大阪市立生涯学習センター
第4回	2023年7月15日	大阪市立生涯学習センター
第5回	2023年8月19日	大阪市立生涯学習センター
第6回	2023年9月17日	大阪市立生涯学習センター
第7回	2023年10月21日	大阪市北区天満4丁目 オフィス0' hana
第8回	2023年11月18日	大阪市北区天満4丁目 オフィス0' hana
第9回	2023年12月16日	大阪市北区天満4丁目 オフィス0' hana
第10回	2024年1月20日	大阪市北区天満4丁目 オフィス0' hana
第11回	2024年2月17日	大阪市北区天満4丁目 オフィス0' hana
第12回	2024年3月16日	大阪市北区天満4丁目 オフィス0' hana

2023 年度 O'hana さいたま見沼活動報告書

報告書作成者：井上 百合枝

電話番号

(通常連絡が取れる番号をご記入ください)

とりくみの様子

令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 家庭訪問 1 件 全 17 回

令和 5 年 4 月 スタッフミーティング@事務局

令和 5 年 5 月 スタッフミーティング (オンライン)

プレママプレパパ講座 1 回目@ちひろ珈琲駅前作業所 参加者 2 名

令和 5 年 6 月 スタッフミーティング@事務局

令和 5 年 7 月 スタッフミーティング (オンライン)

プレママプレパパ講座 2 回目@ちひろ珈琲駅前作業所 参加者 1 名

令和 5 年 8 月 スタッフミーティング@事務局

令和 5 年 9 月 モノ・コト・ヒトめぐるマルシェ出展@山丸公園 (旧おおみや会館隣)

令和 5 年 10 月 スタッフミーティング@事務局

七里親子フェスティバル出展@さいたま市立蓮沼小学校

令和 5 年 11 月 スタッフミーティング

見沼区ふれあいフェア出展@さいたま市立武道館 (資料設置のみ)

プレママプレパパ講座 3 回目@ちひろ珈琲駅前作業所 参加者 1 名

令和 5 年 12 月 スタッフミーティング

令和 6 年 1 月 スタッフミーティング

令和 6 年 2 月 スタッフミーティング

令和 6 年 3 月 スタッフミーティング、見沼区内児童館等へチラシ設置依頼・営業

モノ・ヒト・コトめぐるマルシェ (資料設置のみ)

達成された成果

地域のなかでの関係づくり・少しではあるが周知にも繋がったと感じる。

2023 年度 活動報告 プレママ・プレパパ講座

プレママ・プレパパ 各定員10組 講座

赤ちゃんのお世話に備えませんか？
【お申し込みについて】
各講座300円（1回7名様まで）
2名様で参加の場合、1名様300円

5月6日（土）
13:30～15:00

【講師】
中山照子氏
一般社団法人i-ara代表
おうちコンサート

- ・発達段階に応じたおもちゃ遊び
- ・簡単なおもちゃ作りのワークショップ
- ・実際に赤ちゃん人形を使った抱っこ
～赤ちゃんの重さはどのくらい？～



7月9日（土）
13:30～15:00

【講師】
嶋添典子氏
助産師



- ・やってみよう！オムツ交換&沐浴
赤ちゃん人形を使ってリアル体験しながらポイントを実践的に学びます

11月23日（水）
13:30～15:00

【講師】
嶋添典子氏
助産師

- ・おっぱいケア
- ・授乳について
- ・赤ちゃんの居る生活
～退院してからの生活どうなるの？～



開催場所

＊仲良し作業所ちひろ珈琲（駅前作業所）＊
見沼区東大宮5丁目6-2（東大宮駅東口徒歩2分）

主催・お問い合わせ・お申込み

NPO法人 Ohana

TEL 048-795-6430



【開催レポ】速報
2023/5/6
プレママプレパパ
講座

講師 中山照子(ありこ)

一般社団法人i-ara 代表

赤ちゃんの抱っこ・おむつ交換・沐浴のポイントを学ぶ。

おっぱいケア・授乳のポイントを学ぶ。



インサイトを表示

投稿を宣伝

「おもちゃえらび&赤ちゃん抱っこ」

参加者2組

将来のプレママが2名が参加してくれました♡

2人ともなかなか抱っこが上手～

おもちゃづくりのワークショップは、大盛り上がりwww



【開催レポ】
2023/11/26
プレママプレパパ
講座



☆真夏のようにアツい梅雨の午後☆



【開催レポ】
2024年度第2回
プレママプレパパ講座
2024/7/6（土）
ちひろ珈琲駅前作業所



令和6年度プレママ・プレパパ講座2回目
お母とパパのフォロー、オムツ交換・沐浴
講師：ゆりかごroomそら
代表 嶋添典子さん



中絶、中絶中
おむつ交換・沐浴のポイントを学ぶ。
活動に役立つスキルを習得します。



おむつ交換・沐浴のポイントを学ぶ。
活動に役立つスキルを習得します。



おむつ交換・沐浴のポイントを学ぶ。
活動に役立つスキルを習得します。

ohana.saitama.minuma 【開催レポ】
2023/11/26 プレママ・プレパパ講座

前回に引き続き、ゆりかごroomそら 助産師の嶋添典子さんを講師にお迎えして

- ・おっぱいケア
- ・授乳
- ・赤ちゃんのいる生活
- ・簡易妊婦体験

についてお話しを伺ったりワークを行ったりしました。

おっぱいや授乳に対するそれぞれのパパママの考えの違いや、
着形成との関連など、沢山教えて頂きました♡

10月は季節外れの暑さの中で活躍した おーくんとはなちゃん
今日はちょっぴり寒そうで、服を着せるのを忘れたことを深く反省る

大阪も
さいたま見沼も
一緒に真夏に育えました
伝えたいこと
伝えるためにできること

2023 年度 活動報告 地域イベント参加



【イベント参加レポ】 2023/9/3
モノ・コト・ヒトめぐるマルシェ に出店してきました～

心配していた雨☔にも降られず
木陰で
出店仲間やスタッフ・お客様との
穏やかな時間を過ごすことができました。
皆様、ありがとうございました☆

urusizakka.tiua111a

【イベント参加レポ】 2023/10/22

快晴の空の下
七里親子フェスティバルに参加してきました～(^^)

併設にて
#Ohanaさいたま見沼の赤ちゃん人形（おーくんとはなちゃん）の重さ当てクイズをしたり
#なないろフードパントリーさいたまのワードパントリークイズをしたり

沢山の方に参加して頂きました！



2023/11/11 見沼区ふれあいフェア

@さいたま市武道館

事業案内と説明、PR 活動

(様式例「前事業年度の活動計算書」)

2023 年度活動計算書
2023 年4月1日から2024 年 3月31日まで
特定非営利活動法人O' hana親と子の絆を育むお手伝い
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	297,000		
賛助会員受取会費	12,000		
.....		309,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,165,164		
ソロプチミスト日本財団より	500,000		
.....		1,665,164	
3. 事業収益			
HCS養成講座	543,526		
トレーナー研修	136,000		
その他の講座	35,956		
.....		715,482	
4. つどいの広場運営事業			
大阪市地域子育て支援施設委託料	2,574,498		
賃料補助金	600,000		
その他(実費等)	224,544		
.....		3,399,042	
5. その他収益			
前年度繰越金・利子	284,352	284,352	
雑収益			
.....		0	
経常収益計			6,373,040
II 経常費用			
1. 運営事業費			
(1) 家庭訪問支援費	21,000		
広報他活動費	186,000		
交通費	6,580		
活動費計		213,580	
(2) その他経費			
会場費(トレーナー研修経費)	10,000		
事務消耗品費	123,000		
印刷製本費	10,498		
その他経費計		143,498	
事業費計			357,078
2. 管理事業費			
1 事務局活動費	290,800		
会員活動費	72,700		
交通費	173,514		
出張費	122,366		
2 その他の経費			
会場費(ラボ年間利用料)	19,400		
事務消耗品費	179,818		
印刷費	48,038		
通信費 郵便料	30,962		
携帯電話使用料	35,206		
HP等管理費	12,173		
事務所賃料(6月~8月)	462,000		
光熱費(6月~8月)	28,568		
講師謝礼	25,000		
寄附返礼品	35,186		
保険代	5,700		
児童虐待防止学会 会費	14,000		
ひろば事業法人寄附	170,000		
手数料・印紙代	15,068		
雑費(フェスタの参加経費等)	39,876		
その他の経費計		1,148,341	
管理事業費計			1,807,721
3 つどいの広場運営事業			
人件費	2,128,360		
賃貸料	924,000		
備品購入費	93,786		
無用費	241,156		
保険代・その他	11,740		

つどいの広場運営事業費計		3,399,042	3,399,042
経常費用計			5,563,841
当期形状増減額			809,199
経常費用計			
Ⅲ 経常外収益			
1 助成金事業等（阪神高速未来へのチャレン	367,462		
2 大阪市ひろば開設準備金	4,221,000		
3 その他の収益	133,215		
経常外収益計			4,721,677
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 助成金事業（阪神高速未来へのチャレン	434,217		
2 大阪市ひろば開設準備事業費	4,574,797		
経常外費用計			5,009,014
当期正味財産増減額			809,199
前期繰越正味財産額			287,337
次期繰越正味財産額			521,862

2023 年度 O'hana さいたま見沼事業収支報告書

収入

区分	予算額	備考
活動費	15,642 円	O'hana 本部より補填
協賛金	0 円	
参加者からの収入	500 円	
寄付	円	地域・個人有志
前年度繰越	0 円	
理事長からの補填	41,000 円	訪問支援費
合計	57,142 円	

支出

区分	決算額	内訳
チラシ印刷代	1,770 円	
会場使用料・食品保管場所使用料	3,000 円	ちひろ珈琲駅前事業所
交通費	0 円	計上対象にならず
通信費・切手等	3,740 円	ハガキ・切手
事務・雑貨・消耗品・備品	2,978 円	乾電池・ガーゼ・手おけて・綿棒・ベビーバス
イベント参加賞 あめ 10 袋	1,154 円	
講師謝礼料	3,000 円	
訪問支援費	41,000 円	1 回 3,000 円×12 回 アフターケア 1,000 円×5 回
その他	円	
次年度へ繰越し	500 円	
合計	57,142 円	



虐待予防に効果的！



House Call Supporter養成講座

☆ 講座：関東コース

(日程は裏面をご覧ください)

☆ 時間：10:00～12:30 13:00～16:30

☆ 定員 5名

☆ 締切：定員になり次第締め切らせて頂きます

☆ 場所：東浦和 今野医院 2F (JR東浦和駅 徒歩2分)

さいたま市緑区東浦和1-15-21

☆ 受講料：24000円 (税、資料代 含む)

☆ 講師：山田裕子 NPO法人O'hana親と子の絆を育むお手伝い
臨床ソーシャルワーカー、子育て支援アドバイザー、その他

2023年度から、妊婦や子育て家庭への支援のための「伴走型相談支援」が始まりました。地域の実情に応じた子ども・子育て支援の施策のひとつとして、ようやく家庭訪問による育児支援が地域の中で、より身近なサポートして実施されようとしています。家庭訪問をする育児支援員には、妊娠期から親に継続して寄り添い続ける支援が求められます。また、親との信頼関係を築きながら、うつや虐待のリスクを察知できる「専門性」も必要です。NPO法人Ohana親と子の絆を育むお手伝いでは、乳幼児期という人間の基礎を築く大切な時期の養育を「愛着形成」と「基本的信頼関係」について学びながら家庭訪問による育児支援プログラムを実践し訪問員 (House Call Supporter) の養成講座をしてきました。この養成講座では親が安心して子育てができるよう、親の長所・強みに焦点を当てながら、親を力づけし、親のできることに育児の知識と技術を積み重ねていくサポートプログラムを学びます。

今回、地域の実情に応じた子ども・子育て支援のさらなる充実を願い、基礎講座の一部をスキルアップ講座に移行し、ひとりでもより多くの方に受講していただけるようプログラムを再編いたしました。



☆家庭訪問型育児支援員養成講座 基礎講座プログラム と日程

	プログラム	関東コース
1	家庭訪問型育児支援とは	2024年09月16日（祝月）
2	愛着と赤ちゃんの脳の発達	09月16日（祝月）
3	両親を理解するためのアセスメント	10月14日（祝月）
4	家庭訪問とアセスメントの演習	10月14日（祝月）
5	赤ちゃんの発達	11月04日（休月）
6	育児支援のスキルアップ	11月04日（休月）
7	支援を成功させるために	12月15日（日）
8	家庭訪問支援の心構、留意事項の確認	12月15日（日）

【時間】 10：00～12:30、13：00～16:30

4日間の基礎講座を修了された方はNPO法人O'hana親と子の絆を育むお手伝いのHouse Call Supporter資格が取得できます。

お申し込み、お問い合わせは メールでお願いいたします。

お申込みは、コース名（関東コース）と

【受講希望者の氏名・連絡先 住所 電話番号 E-mail アドレス 所属など】

を書いて、メールE-mail：info@npo-ohana.org 宛に

お申し込みください。※ 定員になり次第締め切らせていただきます。



NPO法人O'hana
親と子の絆を育むお手伝

理事長 山田 裕子

〒530-0043 大阪市北区天満4丁目14-4
ストーク天神ハイム203

info@npo-ohana.org

TEL: [REDACTED]

詳しい活動内容はホームページで!

O'hana NPO 子育て

<https://www.npo-ohana.org/>



O'hana(オハナ)とは、ハワイ語で『家族』。一般的な家族よりももう少し広く深い意味があり。お互いに助け合うことをいとわない親しい友人や仲間の意味があります。





NPO法人 O'hana
親と子の絆を育むお手伝い

さいたま市見沼区

令和6年度

プレママ・パパ講座

初めてのお孫さんを迎えられる方
ご参加もお待ちしております！



各回定員5組程度

助産師

ゆりかごroomくら 代表
(育児サポート)

講師：嶋添典子氏



7月6日 (土)

11月3日 (日)

13:00～14:30

- ・ やってみよう!!
オムツ交換&沐浴
- ・ 赤ちゃんのケア
- ・ お産の話

- ・ 赤ちゃんとの生活
- ・ 授乳について
- ・ おっぱいケア
- ・ 妊婦体験

参加費について

教材費:各回1組 (2名まで) 500円

3名様以上でのご参加の場合、1名様あたり300円追加

開催会場

仲良し作業所ちひろ珈琲 (駅前作業所)
見沼区東大宮5丁目6-2 (東大宮駅東口徒歩2分)

お申込み/お問い合わせ

048-795-6430

事務局 陽だまりのnekoの夢内

O'hana ホームページ

Instagram 本部

Instagram見沼区支部



右記QRコードを読み取るか下記URLより
必要事項をご記入の上送信してください

<https://forms.gle/kfKu7UZVewixGBKt5>

